

中央区子ども・子育て支援事業計画中間報告に対する パブリック・コメントの実施結果について

1 実施期間

平成26年12月15日(月)から平成27年1月9日(金)まで

2 実施方法

(1) 計画中間報告書の公表方法

① 区ホームページに掲載

② 以下の区内各施設等に閲覧用の冊子を設置

中央区役所本庁舎:まごころステーション、情報公開コーナー、子育て支援課

京橋図書館、日本橋図書館、月島図書館

日本橋特別出張所、月島特別出張所、子ども家庭支援センター、女性センター

中央区保健所、日本橋保健センター、月島保健センター

区立小学校・区立幼稚園、区立認可保育所・私立認可保育所

認定こども園、認証保育所、保育ママ(家庭福祉員)各家庭

児童館、あかちゃん天国

(2) 意見提出の方法

子育て支援課窓口へ持参、郵便、FAX、Eメール、ホームページからの入力及び送信

3 意見総数

意見提出者 6人

意見数 16件

※ 計画と直接関係しない意見4件については、記載を省略した。

4 提出された意見と区の考え方

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 計画に意見を反映する。 | 1件 |
| (2) 計画の文言を追加・修正する。 | 2件 |
| (3) 計画案に盛り込まれている。 | 8件 |
| (4) 意見・要望として今後の取組の参考とする。 | 6件 |

詳細は、別紙のとおり。

中央区子ども・子育て支援事業計画中間報告についてのご意見の概要

<取扱い>

◎計画に意見を反映する。

○計画の文言を追加・修正する。

□計画案に盛り込まれている。

△意見・要望として今後の取組の参考とする。

No.	該当ページ	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
1	P11 中央区における子育て支援についての基本的な考え方	「中央区における子育て支援についての基本的な考え方」について、もっと「中央区らしさ」を出してほしい。 歴史や文化、老舗の企業、強固な地域のコミュニティの特徴を活かす方針を打ち出していきたい。	P12の「方向性Ⅲ」にあるとおり、計画の基本理念実現のために、「地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します」という方向性を明示しており、学校、企業、行政など地域全体で子育てを推進していく考え方を示しています。 個別事業等においても、保育所での地域交流事業(P53、90)、文化のリレーの実施(P56、90)、放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」)(P53、69、91)、児童館運営(P55、72、91)などの中で地域のコミュニティを活かした取組や、地域における民生・児童委員の活動(P92)を取り上げています。	□
2	P21・22 本計画で取り扱う将来人口推計 P100～111 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	日本橋地域は、京橋地域や月島地域よりも子供の人口が増加する傾向にあるのに、保育園の増設計画が示されていない。 【同趣旨1件】	保育所については、P62の「保育施設の整備」及びP100の「確保方策の方針」にあるとおり、施設計画ではなく、需要に応じた定員数を確保していくという考え方で5か年の確保方策を示しています。 保育所の増設については、認可保育所の整備を中心に、年度ごとに箇所数などを設定のうえ、予算措置も含めて対応していきます。	□
3	P25～26 幼稚園・保育所入所状況等 P128～135 幼児期の学校教育・保育の一体的提供(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性)	保育園児童数が幼稚園児童数を上回る傾向から、幼稚園と小学校ではなく、保育園と小学校の連携こそを主に考えるべきではないか。	幼稚園、認可保育所、認定こども園、認証保育所など就学前に過ごす環境が多様化しているため、P131の「保幼小における合同連絡会・研修会等」にあるとおり、どの就学前施設においても同じような内容の教育を受けられるように努め、円滑に小学校就学へつなげることができるよう、これらの施設と小学校との連携を図ることが必要であると考えています。	□
4	P42～47 母と子の心身の健康づくり	里帰り出産で父親が育児について母親とともに学ぶ機会を失うことのないよう、助産師などの指導を受けながら、母子の健康やその後の子育てについて学べる施策や、産後ケア事業の創設を検討してほしい。	P43の「母子保健教育」にあるとおり、パパママ教室など出産準備のための講座の実施や、P45の「母と子の健康モバイルサイト」にて、父親向けに子育てに関するアドバイス、区保健師からのメッセージを配信する「あのねパパメール」等を実施しています。 出産後のケアについては、P121の「乳児家庭全戸訪問事業」にあるとおり、新生児等訪問指導、ママとベビーのはじめて教室、3～4か月健診等の流れの中で対応しています。 また、出産後6か月以内で育児や家事を必要とする場合は、育児支援ヘルパーの派遣(P72)を行っています。	□

中央区子ども・子育て支援事業計画中間報告についてのご意見の概要

<取扱い>

◎計画に意見を反映する。

○計画の文言を追加・修正する。

□計画案に盛り込まれている。

△意見・要望として今後の取組の参考とする。

No.	該当ページ	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
5	P53・54 放課後児童健全育 成事業(学童クラ ブ)	P54で「学童クラブの待機児童が課題となっ ている」として指摘しているが、プレディとの連携に より解消するのではなく、学童クラブの増設によ り、1～2年生の定員の拡大を図るべきである。 各小学校単位に学童クラブの設置が必要と考 える。建て替えが進んでいる豊海小学校の学区 域においても、児童館と学童クラブを設置してほ しい。	既存の施設の中で可能な範囲での暫定定員 の拡大を図るとともに、学童クラブのニーズに対 応できるよう、開設時間の拡大など充実を予定し ている子どもの居場所「プレディ」と連携しなが ら、児童が放課後等に安心して過ごせる場を確 保していきます。 現在、豊海小学校の区域に、児童館と学童クラ ブを設置する計画はありません。	△
6	P62 地域型保育事業の 導入 P100～111 幼児期の学校教 育・保育の量の見 込みと確保方策	一貫性のある保育や、3歳児に転園しなけれ ばならない親の負担などを考えると、待機児の 解消は、2歳児までの地域型保育事業に頼るこ となく、認可保育所の増設で行うべきである。	P100の「確保方策の考え方」にあるとおり、待 機児童解消については認可保育所の整備を中心 に進めていきます。それでもなお現れる0～2 歳のニーズに対し、地域型保育事業の導入を もって対応していく方針であり、保育を継続的に 提供できるよう、卒園後の受け皿の役割を担う 連携施設(保育所等)の確保について取り組ん でいく旨をP62の「地域型保育事業の導入」に追 加記載します。	○
7	P62・63 地域型保育事業	区内にある企業に働きかけ、事業所内保育所 の開設を誘導し、区民の子どもを受け入れる地 域枠を設定するなどの対応を考えてほしい。	事業所内保育所は企業の福利厚生として実施 されてきた経緯があり、企業経営者の意向や経 営方針に左右される側面があります。 新制度における事業所内保育事業の地域枠に ついては、当該制度の内容の周知を図るなど、 事業者を導入を働きかけていきます。	△
8	P63 地域型保育事業	0歳児、1歳児、2歳児は、子どもの発達にとつ て重要で専門性が特に求められる時期であるた め、地域型保育事業における保育従事者は全 員保育士(有資格者)とするべきである。	小規模保育事業B型については、様々な事業 形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士 の割合を1/2とする基準を国が規定しています。 中央区では、これを認証保育所の保育士割合と 同等にするという考え方で、基準を上乗せして6 割以上とする規定を「中央区家庭的保育事業等 の設備及び運営の基準に関する条例」において 決めました。小規模型の事業所内保育事業も同 様です。 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業に ついて、保育従事者は必要な研修を修了した 保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験 を有すると区が認める者とするを条例で規定 しています。	△
9	P69 一時預かり保育	年末年始の保育を行ってほしい。他の自治体で は限定した園において年末保育を実施してい る。	年末年始の保育については、現状のニーズを 踏まえ、一時預かり保育の中で対応しています。 年末年始にどの程度保育需要があるかの検証 や保育所の職員配置の問題など検討すべき課 題があり、直ちに実施することはできませんが、 ニーズに見合った子育て支援サービスを提供で きよう検討していきます。	△
10	P83 子どもの医療費助 成	計画では「引き続き中学校3年生までの医療費 助成を実施」とあるが、18歳までに延長してほ しい。	子育て世帯への経済的支援については、区の 限られた財源の範囲内で、何を優先すべきかを 考慮のうえ設定する必要があります。 現在、子どもの医療費助成を18歳まで延長す る予定はありません。	△

中央区子ども・子育て支援事業計画中間報告についてのご意見の概要

<取扱い>

◎計画に意見を反映する。

○計画の文言を追加・修正する。

□計画案に盛り込まれている。

△意見・要望として今後の取組の参考とする。

No.	該当ページ	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
11	P100～111 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	新しい保育施設の整備はもちろんだが、認可保育所に入れなかった人たちのケアも考えてほしい。	認可保育所を申し込む際の入園利用調整指数について、認可外保育施設（認証保育所除く）に2か月以上有償で預けている場合の調整指数加算を新たに設定しました。 また、P83にあるとおり、認証保育所に預けた際の保育料補助を実施しています。	□
12	P100～111 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 P118 幼稚園預かり保育	幼稚園の増設計画がない。また、幼稚園を認定こども園に移行したり、預かり保育の時間を延長するなど既存の施設の利用を拡大するなどの検討が必要なのではないか。 【同趣旨1件】	幼稚園については、P61の「小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施」及びP100の「確保方策の方針」にあるとおり、小学校・幼稚園の増改築を進めることにより定員数を確保していくという考え方で5か年の確保方策を示しています。 また、P134の「今後の取組」にあるとおり、本区の幼稚園は1園を除き小学校との併設となっており、施設改修により保育室等を確保してこども園化することは困難な状況にあります。が、幼保連携型認定こども園の整備については、今後状況を見ながら可能性を探っていきます。	□
			区立幼稚園は、教育時間帯での教育・保育を希望する就園年齢児を対象とした義務教育前の教育施設であり、標準的な教育時間の終了後に引き続き保育を希望する場合に預かり保育を実施しています。 P118にあるとおり、預かり保育の需要は現行の体制で対応できる確保方策となっていますが、時間延長については今後のニーズ変化等を見極めながら、適切な対応を検討していきます。	△
13	P100～111 月島地域の教育・保育の量の見込みと確保方策	東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、晴海五丁目には選手村ができ、その後住宅として再開発されると聞いている。また、晴海地域は超高層住宅が5棟計画済または工事中、勝どき地域は1棟工事中であり、さらに再開発などによる超高層住宅の建設計画がある。 ここに示された保育や幼稚園等の「量の見込み」が適正なのか、その根拠を明らかにしてほしい。	P21・22に示す「本計画で取り扱う将来人口推計」は、平成25年4月1日を基準人口とし、直近の開発動向等を見込んで算出しています。その旨を追加記載します。 また、P98・99にあるとおり、「量の見込み」は平成25年度に実施したニーズ調査の結果をもとに、国が示した算出方法に基づき適正に導き出した結果です。 本計画の期間は平成31年度までであり、その後開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の要素は算入していません。 なお、計画開始後、保育ニーズ推移の状況を踏まえ、計画の中間年（平成29年度）で見直しを行います。	○

中央区子ども・子育て支援事業計画中間報告についてのご意見の概要

<取扱い>

◎計画に意見を反映する。

○計画の文言を追加・修正する。

□計画案に盛り込まれている。

△意見・要望として今後の取組の参考とする。

No.	該当ページ	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
14	P128～135 幼児期の学校教育・保育の一体的提供(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性)	保育園・幼稚園・小学校の連携において、連絡会が年に1～2回という頻度は少なすぎる。連絡会の内容を見直すところがあるが、具体的にどのように見直すのか。	P134の「今後の取組」にあるとおり、教員・保育士の指導力の向上や保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図り、その成果をそれぞれの現場での実践に活かすことで、就学前教育の充実を図っていきます。それにより、どの就学前施設においても、同じような内容の教育を受けられるように努めていきます。 また、P134の「内容の見直しの方向性」にあるとおり、京橋・日本橋・月島の各地域で行っている保幼小の地区別研修会について、地域の中でさらにグループを細分化して開催し、より緊密な交流や具体的な情報交換を行うなど、有意義な連携が図れるよう検討していきます。	□
15	P136～138 育児休業後の保育施設等の円滑な確保	増加する0歳児の定員を拡大するために、認可保育園の増設が必要と考える。 また育児満了時に、必ず入園できるよう保育園の増設を図るべきである。	P100～P111の「幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策」に示したとおり、0歳児については、保育の需要量見込みに対応できるよう、認可保育所の整備を中心に、地域型保育事業も取り入れて確保方策を設定しています。 また、P136～138の「育児休業後の保育施設等の円滑な確保」にあるとおり、育児明けの保育ニーズに対応できるよう、1歳児クラスからの保育所を開設し、確実に1歳児定員を確保する施策を実施しています。	□
16	計画全体	保育園、幼稚園等における子どもの安全の確保についての記載がない。過去、保育ママにおいて0歳児が亡くなるという事件が発生したこともあり、認可、認証、幼稚園、地域型保育事業等あらゆる施設・事業において子どもの生命が安全に確保されているかどうかを徹底して管理する必要があるのではないかと。	子ども・子育て支援新制度の開始に向け制定した「中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」において、幼稚園、認可保育所、認定こども園及び家庭的保育事業者等が順守すべき事項として、事故防止の措置及び事故発生時の対応について規定しました。 また、保育施設・事業者等に対し、安全確保等を含め運営に関する区の指導監督等の体制を構築していくことを検討します。 これらの取組をP64に「教育・保育施設等における児童の安全確保」として追加記載します。	◎

◎計画に意見を反映する。

1件

○計画の文言を追加・修正する。

2件

□計画案に盛り込まれている。

8件

△意見・要望として今後の取組の参考とする。

6件

◎・○の反映内容については、次ページのとおりに

《文言追加箇所（赤字部分）》

No. 6

P62

（３）地域型保育事業の導入

【担当課：子育て支援課】

認可保育所の整備を推進することに加えて、待機児童の多い０～２歳の保育ニーズに対応するため「地域型保育事業」を新たに導入します。

地域型保育事業には、家庭的な雰囲気のもとで保育を行う「家庭的保育」、定員６～１９人で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う「小規模保育」、事業所の保育施設等で従業員の子どもと一緒に保育を行う「事業所内保育」、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で１対１で保育を行う「居宅訪問型保育」の４種類があります。

また、３歳以降も保育を継続して提供できるよう、地域型保育事業利用後の受け皿の役割を担う連携施設（保育所等）の確保について取り組んでいきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
家庭福祉員定員数 0歳：6人 1～2歳：14人 (H26.10.1現在)	特定地域型保育事業定員数 0歳：33人 1～2歳：66人 ※家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の合計

※ 定員数は「(2)保育施設の整備」の内数

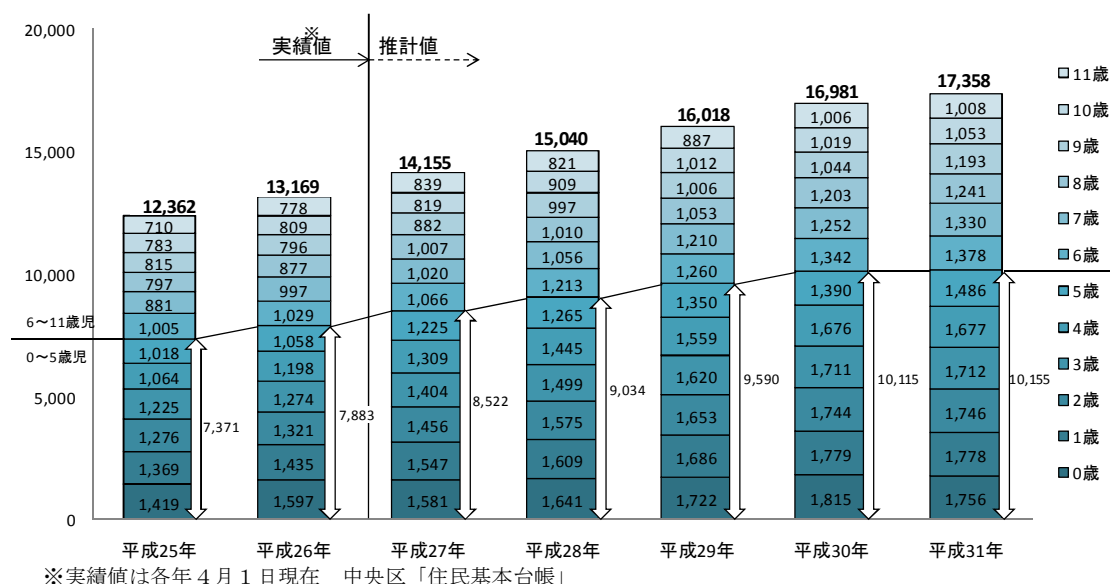
No. 13

P21

（４）本計画で取り扱う将来人口推計

本計画では、平成25年4月1日を基準日とし、直近の開発動向などの要素を取り入れて算出した人口推計を用いています。

人口推計では平成27年以降もマンション建設を含む再開発などが相次ぐことから増加傾向は続き、平成31年に乳幼児・小学校就学児童の人口は１万７千人を超えると推計されています。



取組の方向性

- 保育需要に応じた保育施設等の整備を促進します。また、子どもの育ちや家庭環境にあった保育サービスの提供が可能となるよう、新たに地域型保育事業を導入します。
- 育児休業後から円滑に保育施設を利用できる環境を整えていきます。
- 教育・保育施設等での事故の発生・再発を防止するための対策を講じ、児童の安全確保を図ります。

P64（事業追加）

（５）教育・保育施設等における児童の安全確保

【担当課：子育て支援課】

幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
・各施設・事業者ごとに安全確保策を策定、実施 ・事故発生時の区への速やかな報告 ・死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、都を通じて国に報告	・区が条例で規定する基準に基づき、事故の発生、再発を防止するための措置および事故発生時の対応・報告等の内容を施設・事業者ごとに作成 ・保育施設・事業者に対する区の支援・指導監督等の体制の構築 ・国の教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する方針に基づき、重大事故の情報公表・分析・フィードバック等の取組を推進